

墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例を公布する。

平成25年3月28日

墨田区長 山崎昇

墨田区条例第18号

## 墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な区道の構造に関する基準を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この条例において「区道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道のうち、区が道路管理者であるものであって、かつ、特定道路に該当するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）で使用する用語の例による。

### (歩道の設置)

第3条 区道（自転車歩行者道を設ける区道を除く。）には、歩道を設けるものとする。

### (歩道等の有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上を基準とする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上を基準とする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等における高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

### (歩道等の舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとする。

#### (歩道等の勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

#### (歩道等と車道等との分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートルとし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するために必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等寄りに並木若しくは柵を設けるものとする。

#### (歩道等の高さ)

第8条 歩道等（縁石の部分を除く。）の車道等に対する高さは、乗合自動車の停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとし、5センチメートルを標準とする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

#### (横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とする。ただし、道路を利用する者の意見を踏まえて定めた縁端の構造については、この限りでない。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回することができる構造とする。

#### (歩道等の車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、歩道等の車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とする。

(立体横断施設)

第11条 区道には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、移動等円滑化に適した構造を有する立体横断施設を設けるものとする。

2 前項の立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、当該立体横断施設の経路上に生ずる高低差が小さい場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項の規定により設けるエレベーター又は傾斜路のほか、第1項の規定により設ける立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けるものとする。

(立体横断施設に設けるエレベーター)

第12条 前条第2項本文の規定により設けるエレベーターは、次に定める構造とする。

(1) 籠の内法幅及び内法奥行きは、いずれも1.5メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、前号本文に規定する基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、同号ただし書に規定する基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に当該籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書に規定する基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

(4) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、籠外から籠内を視覚的に確認することができる構造とすること。

(5) 籠内に手すりを設けること。

- (6) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (7) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (8) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (9) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。
- (11) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは、いずれも  
1. 5メートル以上とすること。
- (12) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降の方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(立体横断施設に設ける傾斜路)

第13条 第11条第1項の立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすることができます。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すりの端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとすること。

- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、当該傾斜路の側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐために必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。  
(立体横断施設に設けるエスカレーター)

第14条 第11条第1項の立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とする。

- (1) 上昇専用のもの及び下降専用のものをそれぞれ設置すること。
  - (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
  - (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
  - (4) 踏み段の端部と当該踏み段の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により、踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとすること。
  - (5) くし板の端部と踏み段との色の輝度比が大きいこと等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとすること。
  - (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
  - (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができます。
- (立体横断施設に設ける通路)

第15条 第11条第1項の立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路における高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。

- (4) 手すりの端部の付近及び要所には、現在位置、通路の通じる場所等を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。  
ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。  
(立体横断施設に設ける階段)

第16条 第11条第1項の立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近及び要所には、現在位置、階段の通じる場所等を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部と当該踏面の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により、段を容易に識別することができるものとすること。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。  
ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐために必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合は、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。  
(乗合自動車停留所に係る歩道等の高さ)

第17条 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、1.5

センチメートルを標準とする。

(乗合自動車停留所に係るベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車の停留所には、ベンチ及び当該ベンチの上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(障害者用駐車施設)

第19条 自動車駐車場（道路の附属物として設置するものをいう。以下同じ。）には、障害者が円滑に利用することができる駐車の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とする。

(1) 当該障害者用駐車施設に通じる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。

(2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第20条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用することができる停車の用に供する施設（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とする。

(1) 障害者用停車施設に通じる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行きをいずれも1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降することができる構造とするこ

と。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(自動車駐車場の出入口)

第21条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とする。ただし、当該出入口に近接した位置に設ける歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場の場外に通じる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合における当該戸は、前号ただし書の規定により有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場の場外に通じる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(自動車駐車場の通路)

第22条 障害者用駐車施設に通じる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(自動車駐車場に設けるエレベーター)

第23条 自動車駐車場の場外に通じる歩行者の出入口が設けられていない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち、1以上のエレベーターは、前条の出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

- 4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。
- 5 第13条の規定は、第1項ただし書の規定により設ける傾斜路について準用する。  
(自動車駐車場に設ける階段)

第24条 第16条の規定は、自動車駐車場の場外に通じる歩行者の出入口がない階に通じる階段の構造について準用する。

(屋外に設けられる自動車駐車場)

第25条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第22条の規定により設ける1以上の通路には、屋根を設けるものとする。

(自動車駐車場に設ける便所)

第26条 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。

2 前項の便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上の便所の構造は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

3 前項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とする。

- (1) 第22条の通路と当該便所との間に設ける通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に定める構造とすること。
  - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。
- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

4 第2項第1号の便房は、次に定める構造とする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であることを表示する案内標識を設けること。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

5 第3項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

6 第3項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第4項第2号から第4号までの規定は、第2項第2号の便所について準用する。この場合において、第4項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(案内標識)

第27条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第28条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所において乗合自動車の乗車口を案内するための箇所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円

滑化のために必要と認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 前項の視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別することができる色とする。
- 3 第1項の視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第29条 歩道等には、ベンチ及び当該ベンチの上屋を適當な間隔で設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(照明施設)

第30条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

- 2 乗合自動車の停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、同条の歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部<sup>さく</sup>又は屈曲部<sup>きく</sup>その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設ける

ことができる。

- 3 市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず第4条第1項に規定する有効幅員を有する歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 第4条の規定にかかわらず、第11条第1項の立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、同条の規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。